

けんしんインターネットバンキングご利用規定

「けんしんインターネットバンキング利用申込書」（以下、「申込書」といいます。）により申込みを行い、サービスをご利用になる契約者（以下「契約者」といいます。）は、契約者の安全確保のために当組合が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示したパスワード等の不正使用によるリスク発生の危険性および本利用規定の内容を理解した上で、サービスを利用することを承諾したものとします。

1. 定義

「けんしんインターネットバンキングサービス」とは、インターネットに接続できるパーソナルコンピュータあるいはスマートフォン等を利用して、当組合所定のホームページの画面から取引の依頼を行い、当組合が提供する以下の取引を行うサービスをいいます。（以下「本サービス」といいます。）

- ① 照会サービス
残高照会，入出金明細照会。
- ② 資金移動サービス
当組合本支店および他金融機関への振込。
同一人名義の口座間の振替。
- ③ 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」
税金・民間企業の料金の即時収納。
- ④ 利用者情報管理
- ⑤ 各種お申込み・お手続き
ワンタイムパスワードの利用を開始する。

2. 使用できる機器

本サービスにおいて使用できる機器は、インターネットに接続できるパーソナルコンピュータ・スマートフォン等（以下「端末」といいます。）です。

3. サービス利用時間

本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とします。
ただし、当組合はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

4. 利用手数料

本サービスのご利用は、無料とします。
ただし、振込振替の利用に当たっては、当組合所定の振込手数料をいただきます。

5. 本人確認

- (1) ログインパスワード、確認用パスワードの届出
契約者は、当組合に対し、本サービスの利用申込みの際に（仮）ログインパスワードおよび（仮）確認用パスワードを届け出るものとします。なお、契約者が取引の安全性を確保するため、本サービスを初めて利用される時自らがログインパスワードおよび確認パスワードの登録・変更を行います。

パスワードは初回利用時および1年（365日）に1回以上変更を行ってください。

- (2) ご契約確認通知

当組合は、本サービスご利用に必要なご契約内容を登録後、契約者に通知いたします。

- (3) ログインID

契約者が初めて利用するとき、自ら端末操作によりログインIDを取得してください。

- (4) 本人確認方法

契約者が端末の操作により入力したパスワード・ログインIDが登録した内容と一致した場合には、当組合は次の事項が確認できたものとして取扱います。

- ① 契約者本人の有効な意思による申し込みであること。
- ② 当組合が受信した内容が真正なものであること。

6. 手続の依頼

- (1) サービス申込口座の届出

- ① 契約者は、本サービスで利用する口座を申込口座として申込書にて届け出るものとします。ただし、サービス申込口座として指定可能な預金等の種類は当組合所定の種類に限定するものとします。また、サービス申込口座の名義および住所は、申込口座の名義および住所とおのの同一でなければなりません。
- ② サービス申込口座の口座保有店を複数にすることができますが、20口座を越えることはできません。
- ③ サービス申込口座は、照会・資金移動・ペイジー等を行うことができます。

- (2) 手続依頼の方法

契約者は前記5.（4）の本人確認手続を経た後、取引に必要な所定事項を当組合所定の端末操作により正確に伝達することで、手続を依頼するものとします。

- (3) 依頼内容の確定

当組合が手続の依頼を受け付けた場合、契約者あてに依頼内容を確認しますので、契約者はその内容が正しい場合には、当組合所定の方法で確認した旨を伝達するものとします。

- (4) 依頼内容および処理結果のご確認

依頼内容および処理結果については、当組合所定の依頼内容確認方法を行い、契約者の責任において確認してください。万一、確認結果が受信できなかった場合、また、内容に不明な点がある場合、内容に相違がある場合等は、直ちにその旨を当組合連絡窓口まで連絡してください。

- (5) 処理が行えなかった場合のお取扱い

- ①以下の事由等により、取引の処理ができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱います。
 - (a) 支払を指定されたサービス指定口座（以下「支払指定口座」といいます。）が解約されているとき。
 - (b) 振替を伴う取引において、入金するサービス指定口座が解約されているとき。
 - (c) 振替金額、振込金額および振込手数料の合計金額が、支払指定口座より引き落とすことのできる金額（総合口座貸越を利用できる範囲内の金額を含みま

す。以下「支払可能金額」といいます。)を超えるとき。(なお、支払指定口座から同日に複数の引き落とし(本サービス以外による引き落としも含みます。)をする場合に、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、そのいずれを引き落としかは当組合の任意とします。)

(d) 差押など正当な利用による支払差止のため、当組合が支払指定口座からの引き落としを不相当と認めたととき。

②前記①により取引の処理ができなかった場合には、当組合は次の方法で契約者にその旨を通知します。

電子メールまたは当組合連絡窓口からの電話による通知、後記7. 照会サービスにおける取引結果のご確認画面での表示。

(6) 依頼内容および取引内容の記録

契約者の依頼内容および取引内容の記録はすべて当組合において記録され、当組合に相当期間保存されます。取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当組合の間で疑義が生じたときは、当組合の機械記録の内容をもって処理します。

7. 照会サービス

(1) 照会サービスの内容

①照会サービスとは、契約者の端末による依頼に基づき、契約者の指定するサービス申込口座について、残高照会、入金明細照会等の口座情報および本サービスでの取引結果のご確認を提供するサービスをいうものとします。

②照会サービスの利用時間は、当組合所定の時間内とします。ただし、当組合はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

③照会サービスにおいて当組合が回答する内容は、照会時点の最新の取引が反映されていない場合があります。

(2) 回答後の取消・変更

契約者からの照会を受けて当組合が回答した内容については、残高等を当組合が証明するものではなく、回答後であっても当組合が変更または取消等を行う可能性があります。当組合はこのような変更または取り消しのために契約者に生じた損害について責任を負いません。

(3) サービス申込口座解約時の取扱い

本サービスにおけるサービス申込口座(申込口座を除きます。)が解約となった場合においても、当組合所定の期間は当該口座情報の照会が可能となります。

8. 資金移動サービス

(1) 資金移動サービスの内容

後記9. 振替サービス、後記10. 振込サービスを総称して資金移動サービスと呼びます。

(2) 取引の成立

当組合は所定の処理日に、契約者から支払依頼を受けた振込資金および振込手数料を、契約者の指定する当該サービス申込口座に係る各種規定にかかわらず、通帳・払戻請

求書等の提出なしに支払指定口座より引き落としを行うものとし、当該引き落としを行ったときに取引が成立したものとします。

(3) 取引限度額

① 振込振替金額の取引限度額(予約分を含める)は当組合所定の上限金額の範囲内で契約者が届け出た金額とします。

ただし、ワンタイムパスワード未利用時の場合、20万円に引き下げます。

② 当組合は前記①の当組合所定の上限金額を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

③ 1日の計算にあたっては、当組合が契約者からの振込振替の依頼を受けた時刻を基準として午前0時を起点とするものとします。

④ 振込振替金額の取引限度額の変更については、本サービス取引画面上で契約者ご自身が設定します。

⑤ 当組合所定の上限金額もしくは、契約者が指定した振込振替金額の取引限度額が変更になった場合、その時点であらかじめ依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の上限金額もしくは、取引限度額にかかわらず処理するものとします。

9. 振替サービス

振替サービスとは、契約者の指定する本人名義の口座の間で契約者の指定する金額を振り替えるサービスをいうものとします。

10. 振込サービス

(1) 振込サービスの内容

振込サービスとは、契約者の依頼に基づき、契約者の指定する支払指定口座より契約者が指定する金額を引き落としのうえ、契約者の指定する当組合の本支店または当組合の承認する金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)あてに、振込(入金指定口座あての振込通知の発信処理)を行うサービスをいうものとします。なお、前記9. 振替サービスに該当する取引を除きます。

振込の受付にあたっては、当組合所定の振込手数料(消費税および地方消費税を含みます。)をいただきます。

(2) 振込サービスの手続

① 振込資金および振込手数料の引き落としならびに振込は、原則、振込指定日当日に当組合所定の方法により手続きをします。

② 入金指定口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、支払指定口座に入金します。この場合、支払指定口座に入金した時点で、当組合所定の組戻手数料(消費税および地方消費税を含みます。)を通帳・払戻請求書等の提出なしで支払指定口座から引き落とします。なお、この場合、前記(1)の振込手数料は返却しません。

③ 当組合が契約者の依頼に基づき発信した振込について、振込先の金融機関から当組合に対して振込の内容の

照会があった場合には、当組合は契約者に対し依頼内容についてご照会することがあります。または不適切な回答があった場合には、当組合は振込資金を支払指定口座に入金し、その時点で、当組合所定の組戻手数料（消費税を含みます。）を通帳・払戻請求書等の提出なしで支払指定口座から引き落とします。なお、この場合、前記（１）の振込手数料は返却しません。また、これにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

（３）振込先口座の登録・削除

- ① 次に該当する口座を振込先口座として自動的に登録することができます。振込サービスにて振込を行い、所定の方法で登録を行った入金指定口座30口座まで。
- ② 振込先口座として登録した口座は、本サービスにて削除することができるものとします。

11. 税金・各種料金払込みサービス

（１）税金・各種料金払込みサービス「p a y - e a s y

（ページ）」は、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うため、利用者が利用者の端末より当組合のインターネットバンキングを利用して、払込資金をインターネットバンキングにかかる利用者の預金口座から引き落とす（総合口座取引規定およびローンカード規定に基づき当座貸越により引き落とす場合を含みます。以下同じです。）ことにより、料金等の払込みを行う取扱いをいいます。

なお、料金等が、行政手数料・国税等歳入金の場合、その払込資金については、当組合が取扱いのうえ歳入代理店である全国信用協同組合連合会が収納いたします。

（２）取引限度額は当組合所定の上限金額の範囲内で契約者が届け出た金額とします。

ただし、ワンタイムパスワード未利用時の場合、20万円に引き下げます。

（３）１日あたりの払込金額の上限は、当組合が別途定めるものとし、契約者に通知することなく変更することがあります。

（４）料金等払込の実行後は、料金等払込の委託を撤回することができません。ただし、収納機関からの連絡により、一度受付けた払込について取消となることがあります。

（５）当組合は、お客様に対し料金等払込にかかる領収書を発行いたしません。領収等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

（６）収納機関が指定する項目について、当組合所定の回数以上連続して誤った入力があった場合、本サービスの利用を停止する場合があります。本サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関所定の手続きを行ってください。

（７）本サービスの利用時間は、当組合が定める時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により当組合の定める時間内でも利用できないことがあります。

12. ワンタイムパスワード

（１）「ワンタイムパスワード」とは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、パスワード生成機「以下「トークン」といいます。」により生成・表示される可変的なパスワードを前記5.（１）の本人確認手続きに加えて用いることにより、契約者の本人確認を行う方法ならびにそのパスワードをいいます。

（２）ワンタイムパスワードの利用者

ワンタイムパスワードの利用者は、本サービスのうちインターネットバンキングをご利用される方に限りません。

（３）ワンタイムパスワードの利用開始

- ① 当組合は、インターネットバンキングで契約者の「トークン発行」（ソフトウェアトークン）の依頼を受け、トークンの発行手続きをしますので、契約者は、次の方法でトークンの初期設定を行っていただきます。

当組合所定の機器（スマートフォン）にワンタイムパスワードを表示させるソフトウェア（以下「トークンアプリ」といいます。）をダウンロードしてトークンの初期設定を行ってください。

- ② 前号①の初期設定完了後、再度インターネットバンキングにログインしワンタイムパスワード利用・取消申請メニューから「ワンタイムパスワード利用開始」の登録を行っていただきます。

（４）ワンタイムパスワードの利用

- ① ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当組合はインターネットバンキングの当組合所定の取引について、ワンタイムパスワードによる本人確認の手続きを行いますので、ワンタイムパスワードを当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当組合が保有するワンタイムパスワードと一致した場合には、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

- ② 当組合が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが、当組合が任意に定める回数連続して伝達された場合は、当組合は契約者に対するワンタイムパスワードの利用を停止します。契約者がワンタイムパスワードの利用の再開を依頼する場合には、当組合の定める手続きをとってください。

（５）トークンの有効期限

トークンアプリの有効期限は、当組合が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、トークンアプリで通知しますので有効期限更新を行ってください。

（６）ワンタイムパスワードの利用の解除等

- ① ワンタイムパスワードの利用は、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解除することができるものとします。この場合、本解除の効力はワンタイムパスワードに関するものに限り生ずるものとします。なお、契約者からの解除の通知は、当組合の定める方法によるものとします。

② 本サービスの契約を解除する場合、ワンタイムパスワードの利用も解除されたものとします。

(7) トークンアプリの再発行

① トークンアプリの破損等またはトークンアプリがダウンロードされた携帯電話の破損・機種変更等により、トークンアプリの再発行を希望する場合は、当組合の定める方法によりワンタイムパスワードの利用解除を依頼してください。当組合はこの依頼を受領後、ワンタイムパスワードの利用を解除します。

② 当組合による利用解除手続き完了後、契約者は前項(3)に従って、ワンタイムパスワード利用の開始手続きを行ってください。当組合が利用解除手続きの依頼を受付けた場合、前記の利用開始手続きに基づく利用開始時期までの間は、本サービスの利用における本人確認手続きは前記5.(1)に準じて行うものとします。

(8) トークンの管理

① ソフトウェアトークンは、契約者自身の責任において厳重に管理し、第三者に開示しないこととします。また、ソフトウェアトークンの偽造・変造・盗難・不正使用があった場合、またその恐れがある場合は、契約者は直ちにワンタイムパスワードの利用解除を行ったうえで所定の方法により当組合へ通知するものとします。

② ソフトウェアトークンの利用にあたり、スマートフォンの機種変更を行う場合、契約者は事前にインターネットバンキングにより、ワンタイムパスワードの利用解除を行うものとします。

③ ソフトウェアトークンの不具合等お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それに生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

13. パスワード、モバイル機器の管理およびセキュリティ等

(1) パスワードは契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。(パスワードについては、当組合職員もお尋ねすることはありません。)また、パスワードは、第三者に容易に漏洩するような方法で書き残さないでください。

(2) 契約者が、登録したパスワードと異なるパスワードを6回連続して入力した場合は、1時間ロックアウト(使用停止状態)します。ロックアウトを3回繰り返すと本サービスの提供を閉塞します。

(3) パスワードのセキュリティ確保のため、契約者自身の責任において、所定の方法によりパスワードを随時変更してください。

(4) 本サービスに係るモバイル機器を紛失したときは、速やかに当組合連絡窓口へ届け出てください。なお、当組合への連絡に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

14. 届出事項の変更

(1) サービス申込口座について印章、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、契約者は速やかに当組合所定の書面により当該サービス申込口座取引店

に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 前記(1)に定める届出事項の変更の届出がないために、当組合から送信、通知または、当組合が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、変更事項の届出がないために生じた損害については、当組合はいっさい責任を負いません。

15. 解約等

(1) 都合解約

本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。

ただし、契約者から当組合に対する解約の通知は当組合所定の書面によるものとします。

(2) 解約の通知

当組合が解約の通知を届出の住所あてに発信した場合には、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) サービス申込口座、申込口座の解約

サービス申込口座(申込口座を除く)が解約されたときは、該当する口座に関する本契約は解約されたものとみなします。また、申込口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

(4) 強制解約

契約者に以下の事由がひとつでも生じたときは、当組合はいつでも、契約者に事前に通知、催告することなく本契約を直ちに解約することができます。

- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、その他類似の法的手続の開始の申立があったとき
- ② 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
- ⑤ 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
- ⑥ 本規定や当組合が定める他の取引規定に違反する等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき
- ⑦ 本サービスを不正利用したことが判明したとき

16. 取引店の変更

(1) 契約者の都合で申込口座の取引店を変更する場合、本サービスを解約のうえ、必要に応じ取引店変更後の口座で新たにお申込ください。

(2) 申込口座以外のサービス申込口座を契約者の都合で取引店の変更を行う場合、当該口座をサービス申込口座から削除のうえ、必要に応じ取引店変更後の口座で新たに申込書により登録してください。サービス申込口座の削除の際、その時点であらかじめご依頼いただいている取引のう

ち、当該口座を支払指定口座とする未処理のものについては、原則としてすべて取消となります。

- (3) 申込口座が店舗の統合等、当組合の都合により取引店を変更された場合、原則として本契約の内容は当組合の指定する新しい取引店に引き継がれることとします。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更の手続きをしていただく場合もあります。

17. 免責事項

(1) 本人確認

当組合が当組合所定の確認手続きを行ったうえで取扱いを行なった場合は、端末、パスワード、ログインID等（以下、「パスワード等」といいます。）について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合に責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合はいつさいの責任を負いません。

ただし、契約者が個人の契約者であって、パスワード等が盗難（盗取、盗聴等により不正に第三者の知るところとなることをいいます。）され、かつ振込振替等により不正に預金が減少または不正に当座貸越が実行された場合（以下、「不正な振込等」といいます。）、契約者は次項に基づき補償の請求を申し出ることができるものとします。

(2) 通信手段の障害等

① 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線の障害等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延したり不能になったりした場合、そのために生じた損害について当組合はいつさい責任を負いません。

② 当組合が取引の依頼を受け付け中の場合も含め、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において障害が発生し、本サービスの取扱いが遅延したり不能になったりした場合、そのために生じた損害について当組合はいつさい責任を負いません。

(3) 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当組合が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて手続を行った場合は、印章またはそれらの書面につき偽造・変造・盗用・その他の事故があっても、そのために生じた損害について当組合はいつさい責任を負いません。

(4) その他の事由

災害・事変、法令等による制限、政治または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延したり不能になったりした場合、そのために生じた損害について当組合はいつさいの責任を負いません。

なお、契約者は、本サービスの利用にあたり契約者自身の責任において端末を利用し通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保してください。当組合はこの規定により端末が正常に稼働することを保証するものではありません。端末が正常に稼働しなかったこと

により取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当組合はいつさい責任を負いません。

17の2 パスワード等の盗難による振込等

(1) 不正な振込等については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して後記(2)に定める補償対象額の請求を申し出ることができます。

- ① パスワード等の盗難または不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行なわれていること。
- ② 当組合の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力していること。

(2) 前記(1)の申出がなされた場合、不正な振込等について、利用する端末の安全対策やパスワード等の管理を十分に行なっている等、契約者が無過失である場合、当組合は、当組合への通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。

なお、契約者が無過失と認められない場合にも、故意または重大な過失が無い場合には、補償対象額の一部を補償することがあります。

(3) 前記(1)(2)は、前記(1)の①にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日よりも後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補償を行いません。

- ① 不正な振込等が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - a.不正な振込等が契約者の重大な過失により行われたこと。
 - b.不正な振込等が契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと。
 - c.契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
- ② パスワード等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

(5) 当組合が前記(2)に定める補償を行う場合、不正な振込等の支払原資となった預金（以下、「対象預金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合に

は、この払戻しを行った額の限度において、補償は行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当組合が前記(2)により補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。
- (7) 当組合が前記(2)により補償を行ったときは、当組合は、当該補償を行った金額の限度において、盗難されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

18. サービスの追加

- (1) 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部サービスについてはこの限りではありません。
- (2) サービス追加時には、本利用規定を追加・変更する場合があります。

19. サービスの休止

当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本利用規定に基づくサービスを休止することができるものとします。この中断の時期および内容については、電子メール、当組合ホームページへの掲載その他の方法により通知するものとします。

20. サービスの廃止

- (1) 本サービスでお取扱いしているサービスについて、当組合は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。
- (2) サービスを廃止するときには、本利用規定を変更する場合があります。

22. 規定の準用

本契約に定めのない事項については、各登録口座にかかる各種預金規定、定期性総合口座取引規定、キャッシュカード規定および振込規定により取扱います。

22. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当組合から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

23. 規定の変更

- (1) 定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更することができるものとします。
- (2) よるこの規定の内容の変更をしようとするときは、変更を行う旨および変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示・インターネットまたはその他相当の方

法で、効力発生時期の相当期間前までに公表することにより、周知します。

- (3) による変更は、前項の手續完了後、前項の効力発生時期から適用されるものとします。

24. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本国法とします。また、本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する高松地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(令和4年1月)